

畿央大学後援会会則

第 1 条 本会は、畿央大学後援会と称し、事務所を畿央大学（以下本学という）内に置く。

第 2 条 本会は、本学の教育推進事業を援助することを目的とする。

第 3 条 本会の会員は次のとおりとする。

（１）正会員 本学学生の父母または保証人

（２）特別会員 本学に勤務する教職員

第 4 条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

（１）学生の教育・厚生等に関し必要と認めた事業に対する援助

（２）教職員の研究等に関し必要と認めた援助

（３）本学の施設設備の整備に関し必要と認めた事業に対する援助

（４）会員相互の連携

（５）その他、必要と認めた事業

第 5 条 本会の経費は会費並びに寄付金をもってこれにあてる。

2 正会員の会費は年額 1 口 2 0, 0 0 0 円とする。

3 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

第 6 条 本会の役員は次のとおりとし、毎年総会において選出する。

（１）会長 1 名 （２）副会長 2 名 （３）会計（若干名） （４）書記（若干名）

（５）監事 2 名 （６）委員（若干名）

2 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任はさまたげない。

3 役員は正会員の中から選出する。ただし、会計、書記は若干名のうち各 1 名特別会員から選出する。

第 7 条 役員の任務は次のとおりとする。

（１）会長は本会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

（２）副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

（３）会計は本会の会計事務を掌る。

（４）書記は議事を記録し、本会の庶務を掌る。

（５）監事は本会の会計を監査する。

（６）委員は、会の運営に必要な事項を審議し、本会の会務を掌る。

第 8 条 本会に役員会を置く。

2 役員会は本会役員でもって構成し、毎年総会前に開催する外、必要に応じて開催することができる。その議事は出席者の過半数をもって決する。

3 役員会は、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第 9 条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は役員会の推薦により、総会で推挙する。

3 顧問は役員会の諮問に応じて意見を述べることができる。

第 10 条 総会は毎年 1 回定期に開き、役員の改選、予算決算の承認、その他必要事項の審議を行う。

2 会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

3 総会及び臨時総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。

第 11 条 この会則は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

附 則

この会則は、平成 1 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 1 6 年 5 月 8 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 2 2 年 7 月 1 0 日より施行する。